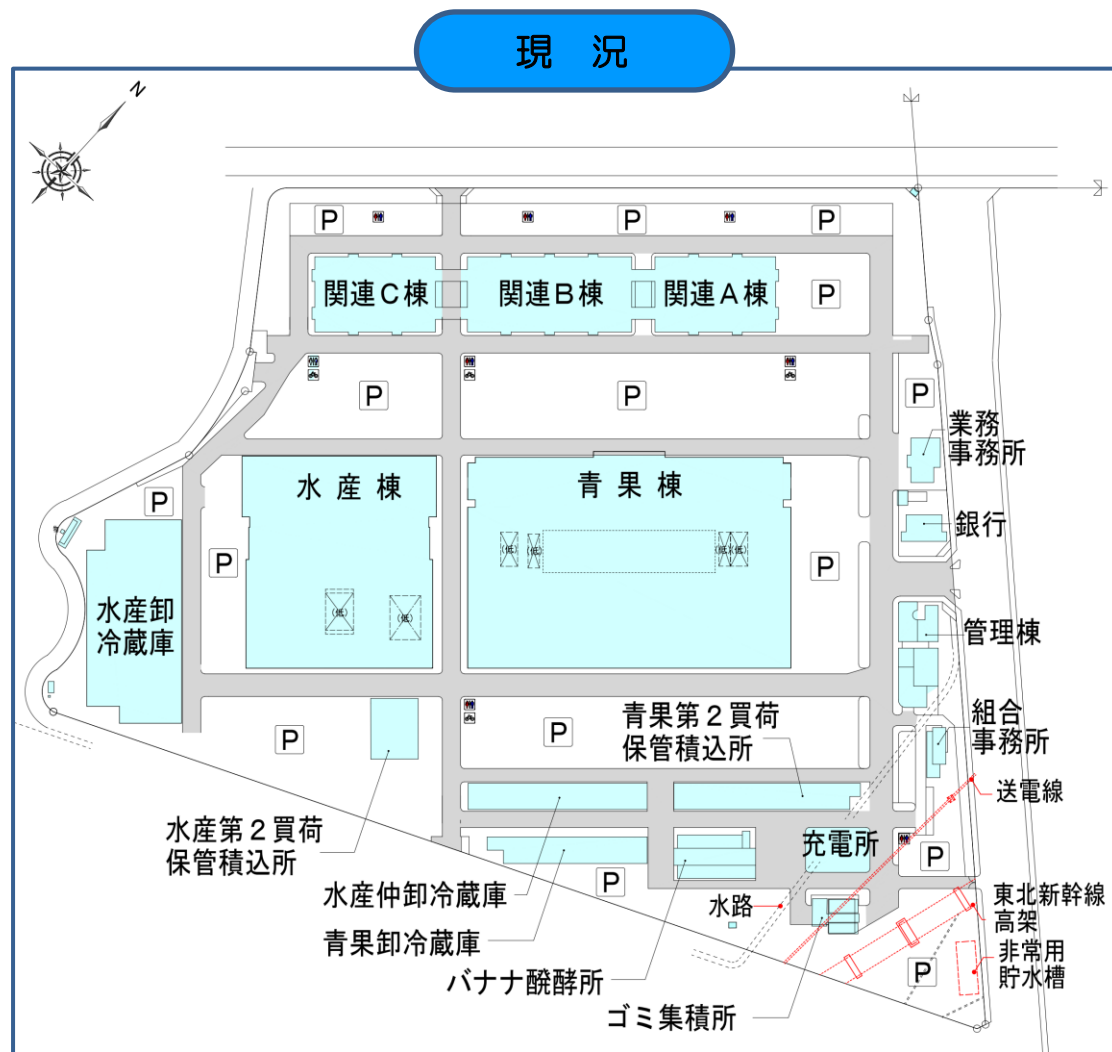




### 3 施設・設備の整備案



#### 《主な整備内容》

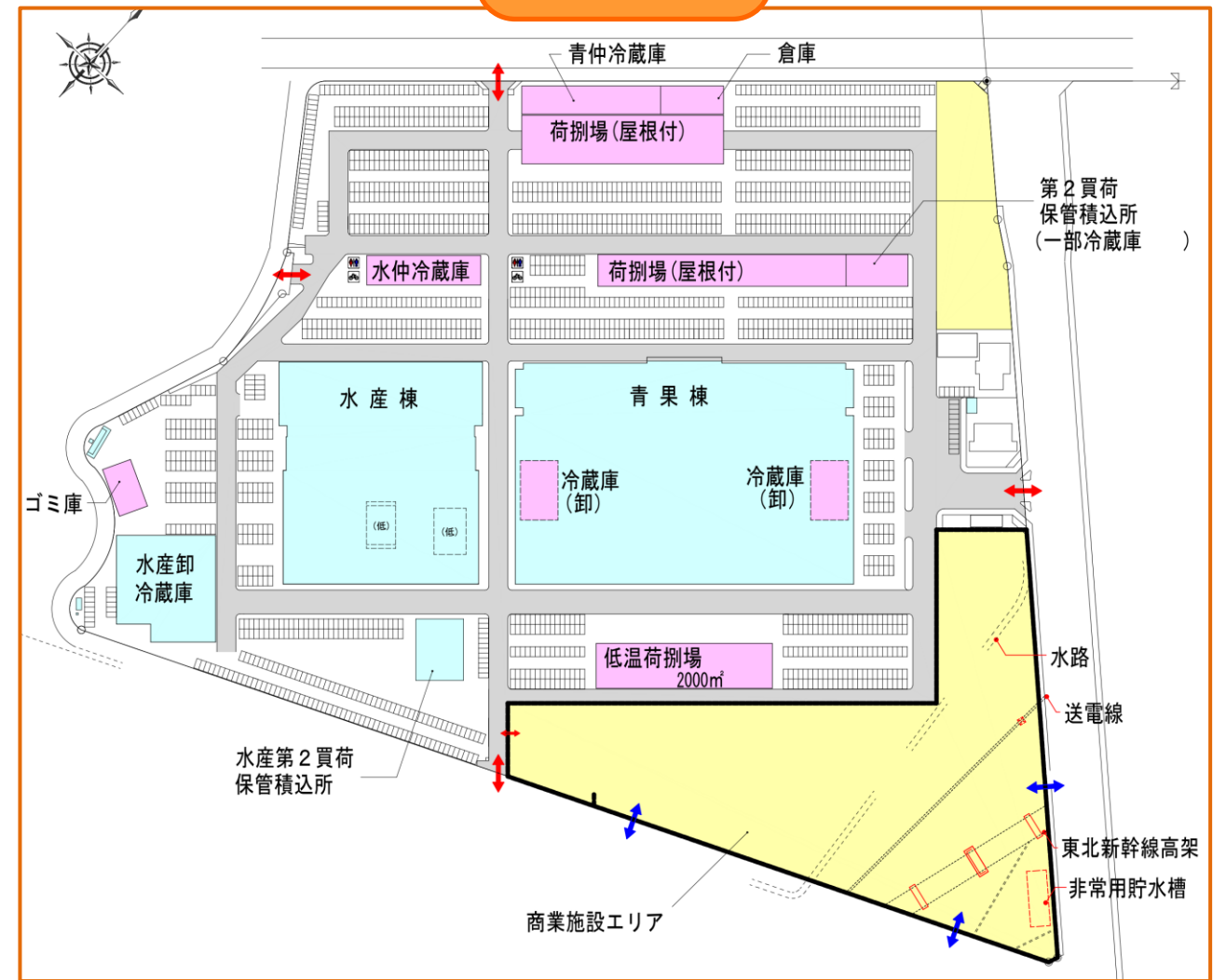
- 【機能維持のための整備】
    - ・卸売棟の耐震改修（卸）
    - ・冷蔵施設設備の更新、適正規模への集約（卸、水仲）
  - 【機能向上のための整備】
    - ・低温荷捌き場（青卸）
    - ・冷蔵施設設備の新設（青仲）
    - ・屋根付き荷捌き場（青仲）
  - 【その他の整備】
    - ・施設設備の再配置
    - ・関連棟の移設
- ※関連棟については、基本計画の策定後、設計業務とは別途に整備内容や整備主体などについて検討を進める。

整備費  
45.9億円  
(税抜き)

#### 《期待できる効果》

- ・商品の品質保持や衛生環境の充実
- ・取引先や他市場からの信頼の確保
- ・動線改善に伴う業務効率化
- ・拠点市場化の促進（青果）

### 整備案



- 整備工事については、できる限り効率的かつ短期間で実施し、市場業務に支障のないよう、繁閑等に配慮しながら、計画的に進める。
- 整備の手順は基本的に下記の流れで行う。
  - ① 敷地南側に集中している老朽化施設群を早期に解体するため、それら施設群の移転先施設をまず建設
  - ② ①の移転先施設完成後、敷地南側の施設群を解体（⇒商業施設エリアの整備開始）
  - ③ 卸売棟南側や関連棟跡地に新規施設を整備

### 4 指定管理者制度の検討

- 指定管理者制度導入の要件：市場の仕組みや実情等を十分に把握し市場業務等に精通した事業者でありかつ指定管理者に意欲のある事業者が受託事業者として必要であるとともに、制度導入に対して市場内事業者の理解と協力が必要
- 制度導入の課題：制度導入後も事業者の指導監督等の事務は市に残存し、そのために必要な市職員の配置が必要

**【導入の可能性】** 事業者への指導監督等の事務が市の事務として残ることから、導入効果は限定的であり、これまでの卸売業者・仲卸業者との関係からも行政による管理運営が適当施設・設備の小規模修繕など一部の業務については、業務委託の実施について検討